

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2020年5月12日

No.14

新型コロナウイルス対策に関する 申し入れを行なう！

新型コロナウイルスの脅威の中で、「安全で安定した輸送の確保」に努められている全国の組合員の皆さんに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国各地に波及し、国内での感染者数は1万5000人を超え、死亡者数も600人を超えています。政府は緊急事態宣言を発令し、はじめは「7都府県」としていましたが、現在は全国に緊急事態宣言を発令し、13都道府県については「緊急警戒都道府県」に指定されています。GW以降、感染者数が2桁台の日が続き、終息の兆しも見せてきましたが、引き続き警戒を怠らないように注意をお願いします。

中央本部は4月24日に、申第7号「新型コロナウイルス対策に関する申し入れ」をおこないました。内容については「本社一本部間で整理する事項」と「支社一地面間で整理する事項」に分けて、申し入れをおこないました。現時点での回答は下記の通りです。

1. 出勤時において社員に感染の疑いがある場合は、点呼時において管理者から医療機関への受診を指示すること。
(回答) 出勤前に自身の体調を確認し、異常を感じた場合は出勤を見合わせ、電話等で申告する旨を指導している。また、点呼時においても心身状況の確認を行い、体調が悪く業務遂行が困難であると判断すれば、業務をさせることなく医療機関への受診を指示する。
2. 社員及びその家族が感染した場合及び感染した疑いがある場合の当該社員の勤務認証を「障害」とすること。また、発熱により出勤を見合わせた場合の勤務認証を「自宅待機（指示）」とすること。
(回答) 勤務認証については、本人の体調に異常が無い（業務遂行が可能な心身状況）ものの、同居の家族が感染、または、感染の疑いがある場合は、会社の指示で自宅待機させるので、有給の「障害」となる。
本人に発熱等の症状があり、そもそも体調が整っていない場合（業務遂行が出来ない心身状況）は、新型コロナウイルスに感染している、していない、感染の疑いがある、無いかかわらず、無給の「病気」となる。なお、申請があれば年休、保存休となる。
このため、(1)の勤務認証を「障害」にすることは困難であり、(2)の発熱に「より出勤を見合わせた場合の勤務認証を「自宅待機（指示）」とすることも困難である。
3. 社員が感染し、当該社員が所属する職場の社員に対してPCR検査を実施すること。若しくは2週間自宅待機をすること。
(回答) PCR検査を実施するかどうかは保健所等の判断となる。社員が感染した場合は、濃厚接触者の調査を行うことになり、濃厚接触者となった社員は、感染者と最後の接触をした日から14日目までは自宅待機とすることとしている。(検査を受けることが出来て「陰性」となれば出勤させてよい。)
4. 社員が感染し、当該社員が所属する職場の設備や入出した休養室等の殺菌・消毒対策を講じること。
(回答) 当該社員が使用・滞在した箇所について、保健所の指導を受けながら消毒を講じることとしている。

【次項に続く】

【前項より】

5. 当該社員が所属する職場に出入りする社員に対してPCR検査を実施すること。
(回答) 対象者を調査したうえで、PCR検査を実施するかどうかは保健所等の判断となる。
6. 各現業機関で感染が拡大し、多数の社員が業務に従事出来ない場合のリスク管理を行ない、列車ダイヤ・列車運行等の対策について明確にすること。
(回答) 各現業機関で感染者が発生した場合は、保健所等からの調査や指示・協力を受け、清掃や消毒を行うことになる。この場合、指定公共機関として鉄道を運行維持する観点から、運転取扱いに関わる箇所の「閉鎖」は極力避けられるよう、業務内容を誤解のない様に伝えることとしている。
7. 感染拡大を防止するため全職場に「マスク」及び「アルコール消毒液」「体温計」の配備状況を常時確認し、職場に常時配備すること。
(回答) 市場からの調達状況にもよるが、各職場に常時配備するよう留意している。
8. 感染拡大を防止するため全職場における休養室のシーツは毎日交換すること。
(回答) 現状では毎日交換ではない箇所もあるが、可能な限り交換し、清潔を維持することで感染拡大防止に努めたい。
9. 定期健康診断や運転適性検査について、感染リスクを回避するために時期を変更するなどの対策を講じること。
(回答) いわゆる「3密」とならないよう、それぞれの実施箇所と打合せを行い、対策を講じる。
10. 自動車通勤を承認すること。
(回答) 感染拡大防止の観点から、自動車通勤に変更を希望する者については変更を可能とした。

JR貨物グループは「指定公共機関」として、人々の暮らしや生活を守るために、重要な社会的な使命を担っています。社会的使命を果たすためには、通勤を避けて通ることは出来ません。「感染しない・感染させない」よう、最大限の予防に努めていかなければなりません。そのためには会社と一緒にあって対策を講じ、会社としてやるべきことを他社を参考にして様々な対応を実施する必要があります。

そのため中央本部は4月24日に申し入れをおこなって以降、継続的に協議を重ねてきました。その結果、本社通達で実施されているものもあります。また、各現場で安全衛生委員会などを通じて、現場で出来ることを話し合いの中から解決しようと本部・地本・支部・分会と連携をはかり、協力して問題解決に向けておこなっています。

組合員・家族の命を守るために「マスクや消毒」等を徹底して、感染予防をはかりたいではありませんか。引き続き、発生している諸問題解決のために連携して取り組んでいかなければなりません。この厳しい困難な状況を全組合員の組織の結束力で乗り越えましょう！！

以上